平成２８年（フ）第４７４５号
大阪府東大阪市加納７丁目９番15号　201号
債務者　田原俊強こと　ＴＩＡＮ　ＪＵＮＱＩＡＮＧ　田　　俊強
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０１号
大阪府枚方市交北３丁目１番10―105号
債務者　森　ルリヱ
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２９号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６　1002号
債務者　中島　千枝
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目50番15号、前住所大阪府寝屋川市春日町11番22号
債務者　松原　耕治
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９号
大阪府寝屋川市石津元町10番23号（403号）、前住所兵庫県宝塚市中筋１丁目４番７号　植田文化203
債務者　二見　武志
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１号
大阪府豊中市本町３丁目15番15―301号
債務者　松尾　安信
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８３号
大阪市住吉区長居２丁目３番20号　エレホン長居２号館　303号
債務者　仲島　良一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７号
和歌山県田辺市東山２丁目25番５号　メゾン大戸104号
債務者　月本　紅子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２６２号
東京都練馬区谷原２丁目４－６－203
債務者　青木　　亨
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６３号
東京都東村山市本町１丁目13―22　パルナス本町パート３　113
債務者　山本さちこ（旧姓浅川）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７６号
東京都荒川区東日暮里１丁目12－５
債務者　森田　素子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７７号
東京都大田区仲池上１丁目３－３－205
債務者　尾崎　英二
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７９号
東京都北区上十条１丁目３－３　伊藤方202
債務者　好川　　勉
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８０号
東京都板橋区徳丸８丁目６－19―202
債務者　鈴木　博子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１号
東京都渋谷区本町５丁目30－３－201
債務者　佐々木勝志
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７号
東京都中野区鷺宮４丁目２－９－102
債務者　南條　永城
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部